

第 2 1 回 議 会 運 営 委 員 会

と き 令和 2 年 4 月 1 5 日 (水)

午後 1 時 3 0 分

ところ 第 1 委員会室

付議事項

- 1 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会設置の要望書・・・資料 1

- 2 特別委員会の設置について・・・資料 2

- 3 山陽小野田市議会委員会条例の一部改正について・・・資料 3

- 4 4 月臨時会招集請求について

- 5 市議会モニターの意見について・・・資料 4

- 6 山陽小野田市議会基本条例の検証について

- 7 その他

令和 2 年 4 月 13 日

山陽小野田市議会議長 小 野 泰 様

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会設置の要望書

新型コロナウイルスの感染が都市部で急速に拡大している事態を受けて、政府が 4 月 7 日に 7 都府県に対し緊急事態宣言を発出しました。これを受けて、山陽小野田市は 4 月 8 日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型インフルエンザ等対策本部を設置しました。

山陽小野田市議会としても、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにするべく、情報の収集及び発信、国、県、市の施策・予算に対する提案・要望を必要に応じて行うことを目的とした新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の設置を要望いたします。

会派市民ネット 代表 矢 田 松 夫 会派新政会 代表 松 尾 数 則 会派みらい 2 1 代表 長谷川 知 司 会派明政会 代表 伊 場 勇 会派令和 代表 水 津 治 

議員提出議案第 号

特別委員会の設置について

次のとおり特別委員会を設置することについて、山陽小野田市議会委員会条例第 6 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 年 月 日提出

提出者	山陽小野田市議会議員	矢 田 松 夫
賛成者	山陽小野田市議会議員	笹 木 慶 之
〃	山陽小野田市議会議員	長谷川 知 司
〃	山陽小野田市議会議員	伊 場 勇
〃	山陽小野田市議会議員	奥 良 秀
〃	山陽小野田市議会議員	河 野 朋 子
〃	山陽小野田市議会議員	高 松 秀 樹

- 1 目 的 市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにするべく、情報の収集及び発信、国、県、市の施策・予算に対する提案・要望を必要に応じて行うため
- 2 名 称 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会
- 3 委員の定数 9 人

（提案理由）

議員提出議案第 一 号は、特別委員会の設置についてであります。現在、新型コロナウイルス感染症が全国的に猛威をふるっており、本市においても感染症の拡大が懸念されております。議会としても、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにするべく、情報の収集及び発信、国、県、市の施策・予算に対する提案・要望を必要に応じて行うことを目的とした委員 9 人による新型コロナウイルス感染症対策特別委員会を設置しようとするものであります。

よろしく御審議の上、御議決くださるようお願いいたします。

議員提出議案第 号

山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 年 月 日提出

提出者	山陽小野田市議会議員	矢 田 松 夫
賛成者	山陽小野田市議会議員	笹 木 慶 之
〃	山陽小野田市議会議員	長谷川 知 司
〃	山陽小野田市議会議員	伊 場 勇
〃	山陽小野田市議会議員	奥 良 秀
〃	山陽小野田市議会議員	河 野 朋 子
〃	山陽小野田市議会議員	高 松 秀 樹

山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例
山陽小野田市議会委員会条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 2 0 9 号）の
一部を次のように改正する。

第 2 1 条中「、公平委員会の委員長」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山陽小野田市議会委員会条例新旧対照表

改正後	改正前
(出席説明の要求) 第 2 1 条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。	(出席説明の要求) 第 2 1 条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、<u>公平委員会の委員長</u>、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

（提案理由）

議員提出議案第 一 号は、山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正の内容は、山陽小野田市公平委員会設置条例が廃止されたことに伴い、委員会条例第 2 1 条に規定している「公平委員会の委員長」を削るものであります。

よろしく御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

令和元年 12 月 12 日付

モニターからの意見	担当委員会
議会欠席の取扱いについて 12月12日の議会運営委員会において、杉本議員が病気療養のため本日より会期末までの欠席が伝えられました。 そこで質問です。 1. 市民から選ばれた議員は「病気療養」と伝えるだけで議会を休んでもよいのでしょうか。 2. 議運においてそのことが明確に確認されていないのは問題ないのでしょうか。 3. 病気療養ならば診断書なりを提出すべきと思いますが、それがなされていなかった場合において、どのような確認によってそれが許可されるのでしょうか。	議会運営委員会

モニターからの意見	担当委員会
代表質問の在り方について問う 山陽小野田市議会においては市長の所信表明に対して代表質問が行われていますが、代表質問と一般質問の違いは何だとお考えでしょうか。本市議会では3月定例会において代表質問が行われておりますが、代表質問の体をなしていないと感じています。 国での政党政治は、地方では会派制という形で議会運営が行われております。では、会派とは何でしょうか。全ての議員は、大きな意味でこのまちの発展を目指しているのは当然として、その手法や考え方、優先順位は様々です。そこで一つの、あるいは一定の政治理念、政策理念を共有する者が会派を組み、一定の方向性を持って議会活動を行っているものだと思います。 このことから代表質問とは市長の所信、すなわち市長の考える政策、予算編成の基本理念について「会派として」正す場であり、個別事例の一般質問とは一線を画した異なるものであると認識しています。 しかしながら、本市議会の代表質問を拝見してみると、その会派がどのような政治理念であるのかがほとんど見えません。一般質問との違いも見えず、何を代表して質問しているのかさえ分からないのが正直な感想です。昨年秋の会派の離合集散は節操のないもので、品位のかけらも感じ取れませんでした。なぜ、会派を出たのか。なぜ、そこに合流したのか。説明できるのでしょうか。 「政治は力」、「力は数」、「数は金」、田中角栄元総理の発言でありました。「数は金」はともかくとして、本市議会の会派が権力闘争のためだけの「政治は力」、「数は金」のように思えてしまうのはとても悲しく感じます。 議会改革推進で名を馳せる山陽小野田市議会です。代表質問というそのシステムはあるが、まだ十分に活用されていないということですが、ぜひとも、自らの会派の存在意義を十分に議論され、その上で、今後の代表質問に臨んでいただきたいと切望します。このままだと、せっかく議会が執行部の信を問う貴重な時間を「代表質問の廃止」という形で失うことにもなりかねません。議会参与ではなく、市長自らが答弁せざるを得ない、そんな真の代表質問にしていいただきたいと考えます。 代表質問についての議会の考え及び今後の在り方について教えていただきたい。	議会運営委員会

令和元年12月19日付

モニターからの意見	担当委員会
笹木委員長の委員会運営について 12月19日の議会運営委員会で杉本議員の関係者の公選法違反事件に関わる件について参考人への聞き取りが行われました。その参考人が説明した後に、笹木委員長は「何か質問はないか」と2名の議員を個別に指名し、発言を求めていましたが、委員は指名されないと発言できないのでしょうか。また誰を指名するかは委員長が指名しやすい人を勝手に選んで指名しているのでしょうか。 参考人が説明し、何の質問もなければすぐに終わればよい話ではないですか。 委員長の委員会運営方法はこれが適切なのでしょうか。 笹木委員長が伊場議員の「方向性とは？」に対して「協議会の中で協議しましたが、必要ないとのことになった」や、笹木委員長が代表質問について「協議会で各会派で確認してほしいと言っているが」との発言があったが、協議会とは何でしょうか。 傍聴できるのでしょうか。議事録はあるのでしょうか。この会の存在根拠はどこにあるのでしょうか？ホームページの日程にも協議会という会議は存在していませんが、存在していない架空の会議が、笹木委員長が議運を進める上でキーワードになるのはおかしいのではないのでしょうか。 河野議員が「委員会で議論をしっかりと」との発言がなければ、笹木委員長主導で水面下で進められるように感じた。 笹木委員長の委員会運営は間違っていないのでしょうか。	議会運営委員会

モニターからの意見	担当委員会
議会モニターからの意見（7） ＜12月19日の議会運営委員会を傍聴して＞ 1. 要望書提出者の参考人招致により始められた議会運営委員会の冒頭、笹木委員長は参考人への出席のお礼を述べた後、「議事に入る前に確認しておきたい」として「小野議長はこの要望書の内容の信ぴょう性を肯定して委員会に図られたと理解してよろしいですね」という発言をしました。 これはどういう意味なのでしょう？ 既に議会運営委員会は要望書に関して委員会に参考人を呼んで議論を行うことを決定し、参考人と日程調整をした上で、この日の議会運営委員会となったのではではありませんか。 参考人を呼んでおいて、改めてあえて議長に確認した意図は何でしょうか。 2. 本来、陳情や要望書などの取り扱いに関して、提出先は当然「山陽小野田市議会議長 小野 泰様」となりますが、基本的な様式や要件さえ満たせば、議会運営委員会に基本的な取り扱いが任されているのではありませんか。笹木委員長の「要望書の内容の信ぴょう性」云々との発言は、その意図がどうであれ、参考人の信頼性を問題にし、参考人を貶める発言にしか聞こえませんでしたが無うでしょうか。 3. 要望書に関してすでに事前に配布されていたと思いますが、なぜあえて参考人に要望書を朗読させたのでしょうか。このようなやり方は今まで聞いたこともありませんし、これを先例として今後の請願や陳情等の参考人招致の時にも同じように対応されるおつもりでしょうか。 4. 参考人に対する質疑の中で「政治倫理審査会で全会一致で杉本議員への処分と謝罪が決定された」ことをもって議会がその責任を果たしたかのような議論が行われました。これは参考人が提起した「議会の責任」問題とはまったく意味が違うのに、あえて問題を矮小化する議論に思えます。 政治倫理条例第5条では「調査請求権」に関して「市民または議員は」「議員が第3条に規定する政治倫理基準に違反する疑いがあると認められるとき」は「議長に対して調査を請求することができる」とあります。 条例では「議員定数の8分の1以上の連署をもって」とありますから、「議員は」を「議会は」と読み替えても同じで、議会は「調査請求」に関して何の動きもしなかったのでありませんか。山陽小野田市議会では、既にあの「覚せい剤違反事件」に関連して、議会自身が具体的な対応をした経験があるのにです。参考人は「公選法違反事件」をマスコミが取り上げ、社会的に大きな問題となっていたにもかかわらず「議会が何の動きもしなかった」こと、また有罪判決が出て8カ月が経つのに「議会は何の動きもしなかった」と、議会自	議会運営委員会

身の責任を厳しく指摘したのではありませんか。

5. 「代表質問」制度に関する議論の中で、笹木委員長は「代表制度を導入したという経緯をもう1回精査しながら、代表質問制度の実効性があるのかどうか、中身を検証しながら…」と述べました。「代表質問制度の実効性」とは何でしょうか。

(1) 確かに現在の代表質問の内容は一般質問とどこが違うのか、私たちにはよく分かりません。それは代表質問の「実効性」に問題があるのではなくて、代表質問の意味や内容を理解していない議会の側に責任があるのではありませんか。現在の会派制度や会派のあり方に関して、どれだけの議員が理解されているのか不明ですが、会派といいながら会派の理念や政策、主張をキチンと持っておられるのでしょうか。それとも現在の会派は議会内の勢力争いのための、単なる「派閥集団」に過ぎないのでしょうか。

(2) たしかに現在の市議会の一般質問には問題があると考えます。市長との政策論議ではなく「陳情型」や「窓口質問」の類の質問が多すぎるからです。だから答弁によって「ありがとう」が連発されることになります。そのうえ再質問や再々質問に対して、答弁に立つ執行側が原稿を準備していて、ある種の朗読会の様相を呈している状況は緊張感も何もありません。その議会が自らを「とても代表質問ができる域に達していない」と言われるのであれば、それなりに理解できないことはありませんが、そうであれば尚更、「代表質問制度の実効性」を問題にし「代表質問の廃止」等という後ろ向きの議論ではなく、代表質問の内容アップと改善のための努力と議論をすることの方がよっぽど積極的ではありませんか。

6. 議会運営委員会の議論を聞いてもう一つ違和感を覚えたことがあります。それは笹木委員長の委員会運営です。ある若い議員の発言に対して、それを押さえつけるような、高圧的な対応をしていると感じたことです。どのような発言であれ、議員同士は対等平等のはずであり、ましてや委員長が若い議員の発言を押さえつけていると感じられるような、高圧的な対応はやめるべきではありませんか。

令和2年2月4日付

モニターからの意見	担当委員会
2月3日開催の議会運営委員会を見ての意見と質問 ①笹木委員長が委員会途中で議長に発言を求めていた。笹木委員長になって、私が知る限りでも議長に話を振ったのは2回目である。よっぽどのがあれば「暫時休憩」でもとって擦り合わせたりすることも起こりうることであるが、前回といい今回といい事前に議長に確認しておけば済むような内容であった。委員長が委員会の取りまとめを行うものだと認識しているが、笹木委員長の委員会運営は正しいのか。 ②陳情書について審議過程において議運では「緊急性があるかどうか」、あるとすれば「どの委員会の所管とするのか」を審議決定されることではなかったのか。なぜ、笹木委員長は中村委員長、藤岡副委員長を呼んだのか全くもって理解不能であるが、このことを笹木委員長も副委員長も理解しておらない発言があった。ちゃんとした運営ができないようなので、今後は議運が開催される前に事務局が「こうして進めたらいいと思います」や原稿を作成し「これを読んで、このとおりに進めてください」とアドバイスしなければ、委員会運営がうまくいかないと考えるがどうか。 ③このような進行や取りまとめしかできない委員長や副委員長は辞任すべきと考えるがどうか。	議会運営委員会

令和2年2月14日付

モニターからの意見	担当委員会
令和2年2月13日議会運営委員会を見て 執行部の専決について委員会では執行部への厳しい質問があり、大変意義深い、興味深い委員会となっていました。その終了間際に笹木委員長から「時間がない」と水を差す発言がありました。 議会では様々な予定、スケジュールがあつたりすると思いますし、また委員長が「時間がない」との発言をしたからと、それに惑わされる委員会メンバーもきつといないと思います。 しかしながら、会の進行をつかさどる委員長が、こんな軽率な発言をすることが許されるのでしょうか。 議会基本条例にあります「言論の府」として、とことん議論され調査されるべき委員会において、時間が足りなければ継続審査でもよいのではないのでしょうか。 いち委員会のメンバーの発言ならともかく、委員長自らが「言論の府」を否定するかのような発言をするようでは、しっかりとした委員会運営など到底無理であり、その責任は重いと考えています。 この不用意な発言は、笹木委員長が自ら委員長を辞任するのでなければ、懲罰に値すると思いますが、議会としての考えを教えてください。	議会運営委員会

令和2年2月19日付

モニターからの意見	担当委員会
令和2年2月19日開催の議会運営委員会についての意見と質問 議案第43号の取扱いについて、訂正と謝罪が執行部からありましたが、それに対して笹木委員長は第一声に「ありがとうございました」との発言でした。間違えれば改めればよいことですので、執行部が真摯に発言したことに責める理由はありません。がしかし、「ありがとうございました」とは何たる発言か。 議会を代表して議案の取扱いについて審議している場における委員長の発言として、自覚と品格に欠ける発言で、委員長としての任にあらずと考えますが、議会運営上において社交辞令で「ありがとうございました」ということは適切なのでしょうか教えてください。	議会運営委員会